

都留重人先生「八高除名」

戦争の時代の新村猛先生、関一市長のことをレポートしたが、都留重人先生のことでも書きたくなった。先生の自伝『いくつもの岐路を回顧して』岩波書店、2001年を久しぶりに手にした。写真は先生直筆の表紙題字である。都留先生は1929年に旧制八高に入学した。八高と言えば、現在の名古屋市大滝子キャンパスにあった。今も「八高古墳」などで、昔を偲ぶことができる。自伝から—

おそらく1929年から30年にかけての1年間は、年齢的には17歳から18歳だったが、私にとり、いくつもの意味で最も集約的な年ではなかったかと思う。学業の上では或る程度努力したから、八高1年修了の時は特待生になったし、部活動においても一人前以上の成績をあげたし、その上、反帝同盟の事務的仕事に、しばしば夜を徹して没頭したのだった。

しかし、くるべきものが1930年12月2日に来た。その日の早朝、私を含め八高生36名が一斉検挙されたのである。治安維持法に死刑や無期刑を追加した「改正」は1928年6月に緊急勅令として公布され、翌29年3月に衆議院及び貴族院で事後承諾されたのであり、そのあと続いて「4・16事件」の共産党員全国的大検挙、更に翌30年に2月から7月にかけての大検挙があった。文部省の記録で見ると、大学高専や高師におけるいわゆる思想事件による学生被処分者数は、28年の264名、29年の293名から30年の783名と一挙に3倍近くの急増状態で、やはりこれは、治安維持法「改正」の「成果」の反映でもあったのだろう。

八高の場合、謹慎処分は別として、除名以下停学までの被処分者は、この時21名を数え、これに対して東京帝国大学在学中の八高先輩有志は声明書を発した。そこには、その後も度々引用されるようになった次のような文章がある。「教育の本義よりみるも処分それ自体が既に矛盾である。徳性の涵養、人格の陶冶を本質とする教育の府が人を処罰するが如きは止むを得ざる場合にのみ辛うじて許されるのである。---- さらに清浄なる学園を醜穢俗劣なる刑事に解放し、自らの教え子をこれが拉致せるに任せ、その引渡しに際し積極的援助をすら与えた。— これを教育の自殺といわずして何というか。」

当時の八高の学内規則によれば、無届欠席が30日を超えると自動的に「除名」、すなわち入学しなかったことになる取りきめだったので、私の場合など、私の父に連絡し、本人の代わりに欠席届出を認めるよう提案したらしいが、父は学校への出頭を拒否した。ともかく私は、12月2日から真冬の3ヶ月間を留置場の中で暮らしたあと出てきたときには、八高を除名になっていたことを知らされた。そして、豚箱からアメリカに行くことになる。

(2015年9月12日)

いくつもの岐路を回顧して